

四日市市上下水道局管理規程第 6 号

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 4 月 1 日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程の一部を改正する規程

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程（平成 17 年上下水道局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定業者の指定)</p> <p>第 4 条 管理者は、前条の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定業者として指定する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>エ <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>オ 法人であって、その代表者又は役員のうち、アから<u>エ</u>までのいずれかに該当する者がいるもの</p> <p>カ (略)</p> <p><u>2</u> <u>前項の指定は、1 月、4 月、7 月又は</u></p>	<p>(指定業者の指定)</p> <p>第 4 条 管理者は、前条の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定業者として指定する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人、被保佐人又は破産者であって復権していない者</u></p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>エ 法人であって、その代表者又は役員のうち、アから<u>ウ</u>までのいずれかに該当する者がいるもの</p> <p>オ (略)</p>

10月に行い、各指定月の前月末日までになされた申請につき行うものとする。

(指定の有効期間)

第7条 指定業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して5年を経過する日以後の最初の6月30日までとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、これを短縮することができる。

(指定の更新)

第8条 指定業者が、指定の有効期間満了後引き続き指定業者として指定を受けようとするときは、その満了の日の2か月前までに四日市市公共下水道排水設備工事指定業者継続申請書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 個人の場合は、住民票の写し、身分証明書、市県民税の納税証明書及び印鑑登録証明書

(2) 法人の場合は、法人税及び代表者の市県民税の納税証明書、代表者の身分証明書並びに法人の印鑑証明書

(3) 誓約書(第5号様式)

2 (略)

(指定の有効期間)

第7条 指定業者の指定の有効期間は、指定の日から起算して4年とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、これを短縮することができる。

(指定の更新)

第8条 指定業者が、指定の有効期間満了後引き続き指定業者として指定を受けようとするときは、その満了の日の2箇月前までに四日市市公共下水道排水設備工事指定業者継続申請書（第8号様式）に第3条第2項に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 (略)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程の規定は、施行日以後になされた申請に係る指定から適用し、同日前になされた申請に係る指定については、なお従前の例による。

(上下水道局管理部生活排水課)